

〒417-8601
富士市永田町1丁目100番地

富士 太郎 様



〒417-8601

富士市永田町1丁目100番地
富士市役所 国保年金課
保健事業担当
電話 (0545) 55-2917**ジェネリック医薬品に関するお知らせ**

～今、お使いの薬を、ジェネリック医薬品に変えてみませんか？～

このお知らせは、処方されたお薬をジェネリック医薬品に変更した場合に、どの程度薬代が削減できるかを通知することで、薬を処方される際の参考にしていただくために送付しています。

※ジェネリック医薬品への切り替えについて、既に医師・薬剤師へご相談された方へも送付される場合があります。

令和 2年12月 に処方された下記薬剤をジェネリック医薬品に変更した場合、
少なくとも 4,710円 安くなる可能性があります。

下記の中には発売前の医薬品が記載されている可能性がありますので、詳しくは薬局でご相談ください。

処方実績		自己負担 相当額 (円)	ジェネリック医薬品に変更した 場合に削減できる金額 (円) (10円未満は切り捨てしています。)
医療機関・薬局名称	医薬品名		
■ ■ 薬局 ■ 店	■ ■ 錠100mg ■ 細粒40%	9,090 1,662	4,370 340
合 計		10,752	4,710

ジェネリック医薬品への変更は、本人の意思を尊重するものであり、
このお知らせにより強制されるものではありません。

注 意 事 項

1. このお知らせは個人ごとに発送しています。
2. このお知らせは、薬にかかった金額のみを対象としております。実際の医療機関、薬局への支払金額には、技術料、指導料、検査費用などが含まれています。また、国や市から医療助成を受けている場合には、実際の支払金額と異なる場合があります。
3. ジェネリック医薬品は複数存在する場合があります、金額にも幅があります。
4. 特殊疾病に使用される薬などについては除外していますので、服用中の全医薬品が表示されるものではありません。
5. ジェネリック医薬品を短期間試すことが可能です。詳しくは医師・薬剤師にご相談ください。
6. ジェネリック医薬品の取扱いは、各医療機関、薬局により異なります。お求めのジェネリック医薬品がないことがあり、取り寄せてもらったり、別の薬局を探していただくことが必要なときもあります。
7. ジェネリック医薬品への変更後、薬の効き方が気になる方は、医師及び薬剤師に相談してください。
8. 今後、このお知らせの送付を希望しない方は、国保年金課までご連絡ください。

〒417-8601

富士市永田町1丁目100番地
富士市役所 国保年金課
保健事業担当
電話 (0545) 55-2917